

海老名市

地区防災計画

サンパルク650

サンパルク650自治会

令和3年2月22日

目次

1 総則.....	1
第1章 地区防災計画の方針	1
第2章 地区の概要	4
第3章 地区の被害想定	6
第4章 地区住民・自主防災隊等の役割	9
2 災害予防計画.....	11
第1章 災害に強い地区づくり	11
3 応急対策計画.....	15
第1章 自主防災隊本部	15
第2章 避難対策	18
第3章 地震災害時における応急対策活動	20
第4章 風水害時における応急対策活動	26

1 総則

第1章 地区防災計画の方針

1 目的

首都直下地震や南海トラフ地震のような大規模広域災害が発生した直後には、状況にあわせて適切な避難行動を行うなど、自分自身の命や身の安全を守る（自助）とともに、隣近所で協力して、救出活動や要配慮者の避難誘導を行うなど、地域コミュニティでの相互の助け合い等（共助）が重要になっている。また、東日本大震災においては、地震や津波によって多くの市町村職員が被災するなど、被災者を支援すべき行政自体が被災してしまい、行政機能（公助）が麻痺した。このように大規模災害時における「公助の限界」が明らかになるとともに、自助、共助及び公助がかみ合わない、発災後の災害対策がうまく働かないことが認識された。このため、本計画においても「自助」・「共助」の考え方を基本方針とするとともに、地震、風水害などにおける地区の特性に応じた危険性を考慮し、特に、公助が期待できない初動期に地区自らが対応できる体制づくりを推進することにより、地区の防災力を高めることで地区住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の構成

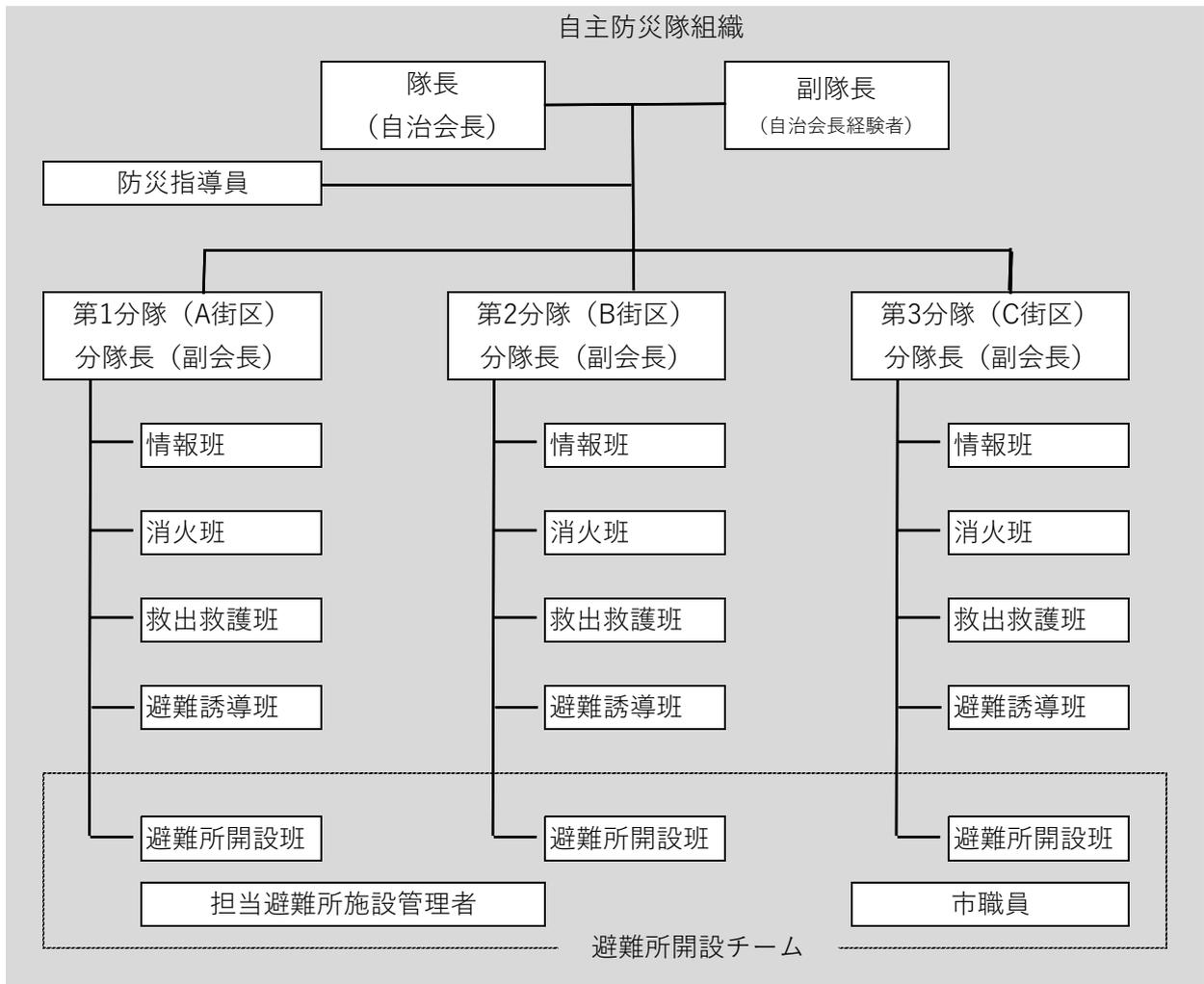
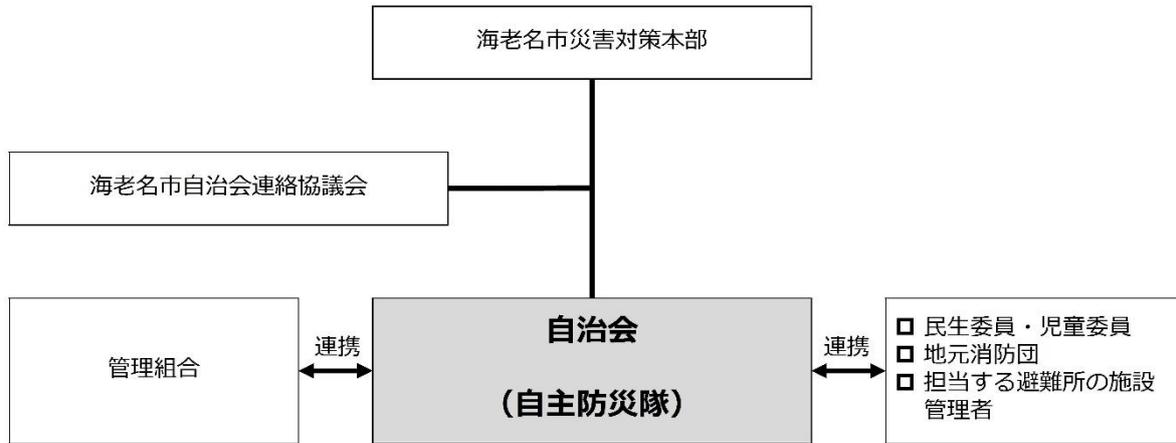
サンパルク650自治会地区防災計画（以下「本計画」という。）は、総則、災害予防計画、応急対策計画（地震・風水害）で構成する。

3 計画の推進体制

本計画は、サンパルク650自治会（自主防災隊）が主体的に推進し、海老名市自治会連絡協議会がそれを包括的に支援する。また要配慮者（高齢者、障がい者、その他の特に配慮を要する者など）に対して効果的な避難支援活動を行うため、自主防災隊と民生委員・児童委員等との連携を強化する。

4 組織編成

計画を推進するための組織編成は、次のとおりとする。



5 計画の修正

本計画は、災害に対し迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年本計画に検討を加え、必要に応じて修正する。また、多様な意見を反映できるように、検討又は修正の際は、関係機関及び団体等の参画を促進する。

なお、本計画の修正要領については、次の(1)及び(2)に掲げるとおりとする。

(1) 計画内容の修正

変更を伴う修正については、サンパルク650自治会にて検討・調整を行い、海老名市防災会議、海老名市自治会連絡協議会へ付議したうえで修正することとする。

(2) 計画内容に影響のない修正（誤字、脱字等や法令等の引用条文）

計画内容に影響のない修正については、サンパルク650自治会長の承認を得て修正し、海老名市市長室危機管理課及び海老名市自治会連絡協議会へ報告することとする。

第2章 地区の概要

1 自然的条件

当地区は、市の南部に位置し、多摩丘陵によって分離された相模平野の一部にあり、海拔は28m～40m。丘陵北側の市道は標高約24mで脇には釜坂川、西へ約2.5kmには一級河川相模川が存在し、河川の標高は約12mである。

6棟の建屋のうち、標高の低い建屋でも洪水や豪雨による冠水の可能性は低いですが、海老名駅への路線バスが釜坂川沿いの低地を通るため、冠水により通行困難になる可能性がある。

2 社会的条件

(1) サンパルク650の概要

サンパルク650は、1987年から1989年に竣工された全6号棟からなる鉄筋コンクリート造のマンション群で総戸数は644戸である。

(2) 人口

人口は、令和2年10月1日現在、1409人となっている。男女別では男676人、女733人であり、年齢別では、20歳未満が150人（11%）、20歳以上70歳未満が915人（65%）、70歳以上が344人（24%）となっている。このうち、外国人の登録人口は17人であり、地区の人口の2%未満となっている。

(3) 交通

道路は、県道杉久保座間線が地区の西側を通過しており、車のアクセスが良い。また、地区の西部には海老名インターチェンジが存在し、首都圏中央連絡自動車道や東名高速道路による広域的な交通利便性の高い地区である。また鉄道は、最寄りの社家駅までは約3km、海老名駅までは車で10分程度である。相鉄バスが走っており、マンション隣接地にバス停がある。

3 地区の現状

(1) 土砂災害想定

A-1棟の南側斜面は、土砂災害警戒区域に指定されている。

(2) 浸水被害想定

浸水被害等の危険性については、洪水ハザードマップから指定はない。

(3) 築年数

築33年以上経過しているが、1987年に竣工されており、1981年に改定された新耐震基準に適用された建物である。

第3章 地区の被害想定

1 想定地震

市域に及ぼす被害の状況や発生の切迫性等を考慮して、次の①から③までに掲げる視点により、6地震を選定した。また、④のように、発生確率が極めて低く、市の防災行政やまちづくり行政等において超長期的な対応となる地震については、参考地震として、2地震を選定した。

- ①地震発生 of 切迫性が高いとされている地震
- ②法律により対策を強化する地域に市が位置付けられている地震
- ③「神奈川県地震防災戦略(平成28年3月)」、「神奈川県地域防災計画」、中央防災会議等において対策の対象としている地震
- ④発生確率は極めて低いが、発生すれば甚大な被害が県全域に及ぶ可能性があり、超長期的な対応となる地震(参考地震)

想定地震名	モーメント マグニチュード	震度		発生確率	選定 視点	
		最大	最小			
都心南部直下地震	7.3	6強	6弱	南関東地域のマグニチュード7クラスの地震が30年間で70%	①②	
三浦半島断層群の地震	7.0	6弱	5強	30年以内6%~11%	①③	
神奈川県西部地震	6.7	5強	5弱	過去400年の間に同クラスの地震が5回発生	①③	
東海地震	8.0	5強	5弱	南海トラフの地震は30年以内70%程度	①②③	
南海トラフ巨大地震	9.0	5強	5弱	南海トラフの地震は30年以内70%程度	①②	
大正型関東地震	8.2	7	6強	30年以内ほぼ0%~5%(2年~400年の発生間隔)	③	
参考地震	元禄型関東地震	8.5	7	6強	30年以内ほぼ0%(2千年~3千年の発生間隔)	④
	相模トラフ沿いの最大クラスの地震	8.7	7	6強	30年以内ほぼ0%(2千年~3千年あるいはそれ以上の発生間隔)	④

出典：「神奈川県地震被害想定調査報告書(平成27年3月)」(神奈川県地震被害想定調査委員会)

2 地震災害時の被害想定

地震災害時の被害想定に当たっては、「神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）」（神奈川県地震被害想定調査委員会）の調査結果を引用した。その中でも、最も切迫性の高い都心南部直下地震を選定し、発災時間は、最も被害の大きい冬の平日午後6時を採用した。

サンパルク650における想定震度は6弱で、液状化危険度はやや低い。

(1) 人的被害

「神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）」の結果を基に、人口割合で算出した。結果は次の表のとおり。

単位：人

	人口	死者	重傷者	中等症者	軽症者	避難者
海老名市	129,259	30	30	340	550	10,120
サンパルク650	1,409	1未満	1未満	4	6	112

※1 海老名市の人口は、「神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）」と同一時期の、平成26年度「統計えびな」の人口を引用

※2 サンパルク650の人口は、令和2年10月1日現在の人口を引用

※3 小数点以下は四捨五入。

(2) 建物被害

「神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）」（神奈川県地震被害想定調査委員会）では、揺れ、液状化、急傾斜地崩壊及び津波による建物被害は、全県で全壊が2.8%、半壊が9.5%と想定されている。震源に近い県東部で被害率が高くなっていること、また、サンパルク650地区では、A街区南面急傾斜地崩壊の危険があり、低層階南面のガラス破損や土砂の流入があると考えられる。

(3) インフラ被害(神奈川県地震被害想定調査報告書による)

海老名市におけるインフラ被害は次のとおりとなる。

ア 停電

一週間程度を要する

イ 断水

市内30箇所程度(電力を使用している場合は、復旧までに電気と同程度を要する)

ウ ガスの供給

揺れにより遮断される(東京ガスは約6週間、プロパンガスは2,3日程度)

エ 下水

市内10キロメートルの破損(地区によっては復旧までに約62日程度を要する)

3 風水害時の被害想定

当該地区には、洪水想定がないため、在宅避難を基本とするが、近年増加している異常気象による暴風や大雨などで、ライフラインの断絶(停電・断水等)が発生する場合も想定される。

第4章 地区住民・自主防災隊等の役割

災害発生時は、公助による応急活動には限界があり、自助・共助による対応が重要となることから、「海老名市災害対策基本条例（平成26年10月2日条例第26号）」の理念の基、地区住民一人一人が自らを守る自助と互いに助け合う共助の精神及びそれに沿った具体的活動が必須である。

については、各人が役割を果たすとともに、サンパルク650自治会は、自主防災意識の向上及び自主防災活動の推進に努める。

1 地区住民の役割

地区住民は、自助の理念に基づき、自ら災害に備えるため、次に掲げる事項を実行するよう努めなければならない。

- (1) 飲料水や食料等の備蓄
- (2) 地震による家具等の転倒防止及び窓ガラスの飛散防止措置
- (3) 自らが所有し、又は使用する建築物等の出火防止措置
- (4) 避難を必要とする場合の避難場所、避難方法等の確認
- (5) 災害時の家族等との連絡先、連絡方法、集合場所等の確認
- (6) 防災訓練やイベントなど、地区の行事に積極的に参加し、顔の見える関係の構築

2 自主防災隊の役割

自主防災隊は、共助の理念に基づき、次に掲げる事項を実行するよう努めなければならない。

- (1) 日頃から、地区内の危険個所を把握し、地区の防災計画の策定や必要な防災活動資器材の整備・点検の実施
- (2) 自主防災組織の活動内容を明確にし、組織員の教育・訓練の推進
- (3) 地区の防災訓練を実施するとともに地区住民の積極的な参加促進
- (4) 平常時は、海老名市、関係団体と連携をし、避難所開設訓練等を実施し、避難所開設に伴う運営方法の習得及び必要な資機材の使用方法を習得
- (5) 地区の民生委員・児童委員や消防団などと連携し、地区内の避難行動要支援者の把握や避難支援体制の確立

- (6) 災害時は、自主防災隊による組織立った活動を行うとともに、市が指定する避難所の開設及び運営への自主的かつ積極的な参画及び協力

3 マンション管理組合の役割

マンション管理組合は、共助の理念に基づき、次に掲げる事項を実行するよう努めなければならない。

- (1) 平常時は、法令に定められた消防設備の点検等を実施するとともに、消防訓練の実施に関しては自治会と連携して実施
- (2) 災害時は、自治会長と連携して建物管理（ハード面）を管理組合が主体的に実施し、人的支援及び行政との連携（ソフト面）を自治会及び自主防災隊が実施できるよう連携及びルール策定の策定

2 災害予防計画

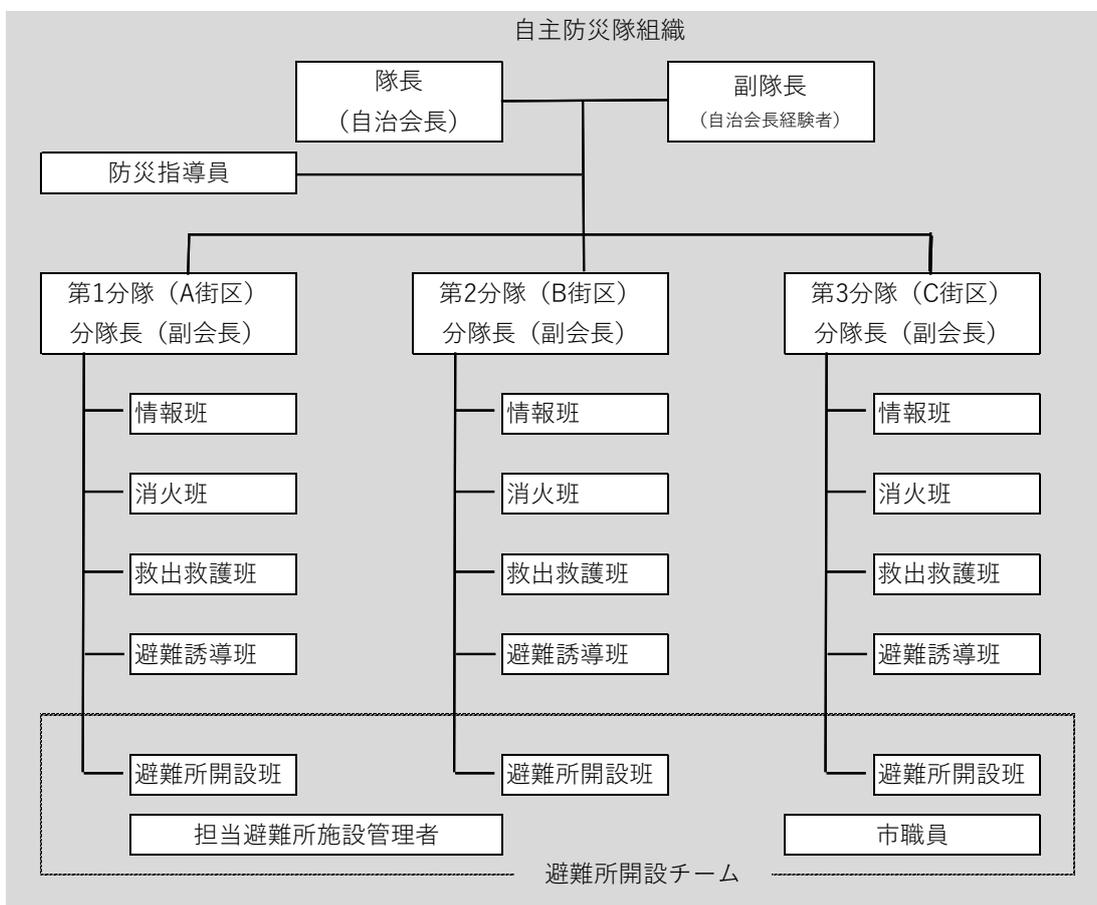
第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針

地区において、大地震や風水害による被害等を最小限に留めるため、地区住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織を作るとともに、地区の特性に応じた災害対策を講じ、災害に強い地区づくりを推進する。

2 対処組織の構築

自治会長は、海老名市地域防災計画に基づき、自主防災隊を結成（又は継続）する。組織内には、「自主防災隊長（以下「隊長」という。）」、「自主防災隊副隊長（以下「副隊長」という。）」、「情報班」、「消火班」、「救出救護班」、「避難誘導班」、「避難所開設班」及び必要に応じた独自の班を設定し、市に届け出るものとする。



3 連絡網の作成

自主防災隊長は、自主防災組織の結成とともに連絡網の作成を行う。連絡網は効率的に伝達事項が伝搬するよう作成するものとし、実際に連絡をすることで、その実効性を確認するよう努める。また、連絡網は、人の入替えなど、必要に応じて修正することとする。

4 安否確認リストの作成

隊長、情報班長及び棟の代表者は、災害時の安否確認をスムーズに行えるよう、安否確認リストを作成しておく。

5 要配慮者及び避難行動要支援者の把握

地区住民は、地区のイベントや防災訓練、又は日常生活のあらゆる場面を通じて「顔の見える関係」を構築し、“どこに”、“どのような”居住者がいるかを把握することで、災害時の避難支援や救出・救助を円滑に行えるよう努める。

なお、「避難行動要支援者名簿」の所有者は、次のとおりである。

- (1) 自治会長
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 海老名警察署
- (4) 海老名市消防本部
- (5) 海老名市社会福祉協議会（地区社協）

6 防災訓練の実施

- (1) 自主防災隊及び地区住民は、市が企画する避難所訓練等に積極的に参加する。
- (2) 管理組合は、年に1回以上、管理組合が策定するサンパルク 650 防災（消防）計画に基づき、消防訓練を実施する。なお、実施後は、訓

練で洗い出された課題等を検証し、訓練内容の修正や次回開催時の改善に繋げる。

- (3) 隊長は、「海老名市自主防災組織育成指導要綱」に基づき、年に1回以上、自主防災訓練を実施する。

7 一時避難場所の選定

自主防災隊は、地震災害時において、地区住民の一時避難に適した場所を一時避難場所として選定し、市へ届け出るとともに、地区住民に周知する。一時避難所の改廃が必要と認められた場合には、速やかに市へ届け出を行う。

8 防災物品の整備

(1) 地区住民が行う備蓄

地区住民は、3日分以上、推奨1週間分の飲料水・食料、トイレ袋、トイレットペーパーなどの備蓄及び非常持ち出し品（常備薬、お薬手帳、ライト、ラジオ、携帯電話の充電器、乾電池等）の準備並びに老眼鏡、携帯電話等の常備品の確認を行う。

(2) 備蓄品購入計画の作成

自主防災隊は、防災資機材（自治会災害備蓄品）の備蓄品購入5カ年計画を作成し、備蓄品の整備を行う。また内閣府が呼びかけている食料・水・トイレは3日分以上、推奨1週間分を目標とし、高齢者、アレルギー対応者等にも対応できるよう配慮する。

- (3) 自主防災隊は、年に1回以上、防災倉庫内の資機材の点検及び棚卸しを実施する。なお、実施後、資機材の不具合等が発生していた場合は速やかに対応をする。

9 防災啓発

- (1) 自主防災隊は、年に1回以上、地区住民に対し、防災備蓄品の備蓄率向上を支援する。
- (2) 自主防災隊は、年に1回以上、地区住民の防災意識向上を目的に、自治会広報紙又は掲示板等を活用し、防災に関する広報を行う。
- (3) 防災教育等啓発活動の講演会、研修会等（AED講習単独も含む）への参加又は開催をする。

10 関係機関との連携

自主防災隊は、災害時の連携を円滑に行うため、次に掲げる関係機関と平常時から「顔の見える関係」を構築する。

- (1) 海老名市消防団第10分団
- (2) 市立杉久保小学校施設管理者（担当避難所）
- (3) 杉久保コミセン施設管理者（避難所）

3 応急対策計画

第1章 自主防災隊本部

1 サンパルク 650 自主防災隊本部の設置

サンパルク 650 自主防災隊は、次の(1)から(3)までに掲げる場合、地区内「サンパルク 650 自主防災隊本部（以下「本部」という。）」を設置する。

- (1) 市内で「震度 5 弱」以上の地震が観測された場合
- (2) 地区に影響を及ぼす台風が最接近する 2 日前
- (3) その他、市から自主防災隊への協力要請があった場合

2 本部員の組織及び参集

本部員は、次の者で組織する。また、本部員は、地震災害時は市内で「震度 5 弱」以上の地震が観測された場合、自主的に参集し、それ以外の場合については、自主防災隊長の要請により参集するものとする。

- (1) 隊長
- (2) 副隊長
- (3) 自主防災隊各班の班長
- (4) 防災指導員
- (5) 民生委員・児童委員
- (6) マンション管理組合理事長

3 本部の活動

本部は、情報班が収集した地区の被害情報を基に、災害対策の立案を行うとともに、自主防災隊の活動を掌理する。

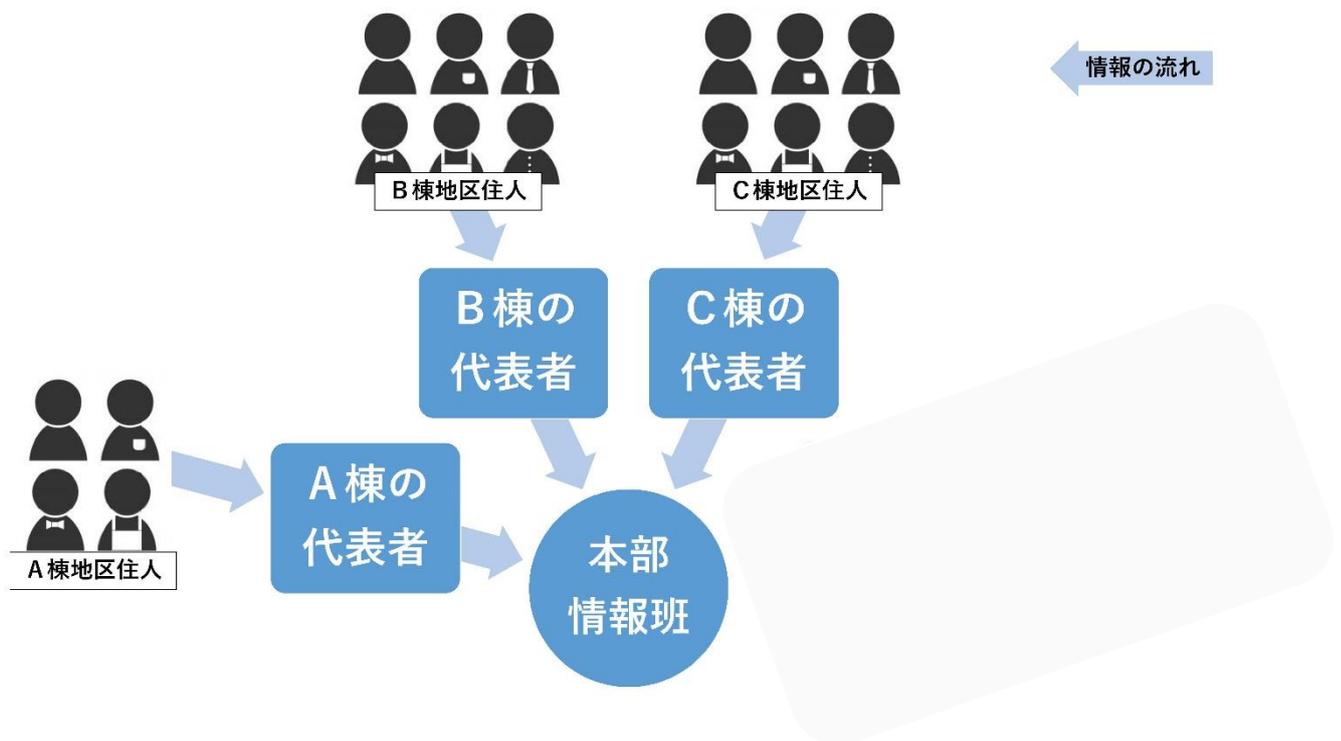
4 情報の収集、伝達及び連絡手段

情報収集等の手段は次により行う。

(1) 情報収集

- ア テレビ・ラジオ・インターネット
- イ 電話・ファクス・メール
- ウ 防災ラジオ【自治会長へ貸与済み】
- エ 防災行政無線放送
- オ 地区住民からの情報

【地区住民からの情報収集イメージ図】



(2) 情報伝達

- ア 電話・ファクス・メール
- イ 地区内の掲示板
- ウ トランジスタメガホンなどを用いた伝達
- エ トランシーバー（自主防災隊員同士の情報伝達）

(3) 連絡手段

ア 電話・ファクス・メール

イ M C A無線機【杉久保小学校に設置】

ウ 防災行政無線アンサーバック【杉久保小学校に設置】

エ トランシーバー（自主防災隊員同士の情報伝達）

5 本部の廃止

地震、風水害等による災害発生のおそれなくなった場合、もしくは発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合には、本部を廃止する。本部を廃止した場合には、市にその旨を連絡する。

第2章 避難対策

1 担当する避難所

サンパルク 650 自主防災隊が開設等を担当する避難所は、「杉久保小学校避難所」となる。ただし、地区住民が「杉久保小学校避難所」以外の避難先に避難することを妨げるものでないことに留意する。

2 災害種ごとの避難先

災害種やケースごとの避難先は次の表のとおりとし、詳細は(1)及び(2)のとおりとする。地震災害と風水害で避難先、避難方法が異なることに留意する。

	地震災害【集団避難】	風水害【個別避難】	
		緊急放流*あり	緊急放流*なし
避難場所	富谷児童公園	在宅避難	在宅避難
避難所	<input type="checkbox"/> 在宅避難 <input type="checkbox"/> 杉久保小学校避難所 <input type="checkbox"/> その他 (親戚・知人宅など)		

※緊急放流：城山ダムの異常洪水時防災操作をいう。

(1) 地震災害時【集団避難】

ア 発災直後の一時避難場所は、「富谷児童公園」とし、一時避難場所を経由した後に、在宅避難又は「杉久保小学校避難所」に避難を開始する。なお、一時避難場所を経由するか否かは、当日の天候などを考慮する。

イ 地区住民は、市内で「震度 5 弱」以上の地震が観測された場合、自宅避難を行う場合を含め、杉久保小学校避難所に安否報告および避難所登録おこなう。

(2) 風水害時【個別避難】

マンションは堅牢な建築物で、通常クラスの台風であれば、風雨により居住不能になる程の被害は想定できないことから、在宅での安全確保を基本とする。

3 避難経路

自主防災隊は、地震災害時における敷地内の危険個所を把握するとともに、各棟から一時避難場所、一時避難場所から杉久保小学校避難所までの避難経路を設定する。(別添：敷地図、避難経路図)

なお、一時避難所の富谷児童公園は、非常用飲料水施設を有しており、災害状況に応じて自主防災隊の指示に基づき、災害対策を目的として使用する。

第3章 地震災害時における応急対策活動

1 地震災害初動期における応急対策活動の全体像

地震災害発生直後から初動期（概ね72時間まで）における、各人の役割は、概ね下表のとおりである。

地区住民	サンバルク650自主防災隊						杉久保小学校避難所	
	隊長・副隊長	情報班	消火班	救出救護班	避難誘導班	避難所開設班		
地震災害発生								
身を守る安全行動・家族等の安否確認								
避難開始	参集の後、サンバルク650自主防災隊本部の設置						市職員等の参集	
火災の有無を確認しながら避難	報告		出火防止のための措置を執るよう呼び掛ける	・民生児童委員等と協力し、避難行動要支援者の避難支援 ・救出活動の準備 ・負傷者の応急手当及び搬送	・地区住民に対し、危険個所に留まらないよう、避難を呼びかける ・一時避難場所へ地区住民を誘導	避難所開設のため、杉久保小学校避難所に向	避難所の開設準備	
火災発見	初期消火活動		他の班又は杉久保小学校避難所の支援					
安否確認フラッグの掲出	自主防災隊本部の指揮	・被害情報の収集 ・市との連絡調整	救出活動	他の班又は杉久保小学校避難所の支援	・一時避難場所へ地区住民を誘導	避難誘導	・避難所の開設 ・避難者の受入れ	
棟ごとの安否確認実施	報告		救出活動	他の班又は杉久保小学校避難所の支援	・避難所へ誘導する			
要救助者発見	報告		救出活動	他の班又は杉久保小学校避難所の支援	・避難所へ誘導する	避難誘導	・「在宅被災者」として避難者登録	
一時避難場所からの避難先は？	報告		救出活動	他の班又は杉久保小学校避難所の支援	・避難所へ誘導する			
→杉久保小学校避難所	杉久保小学校避難所への避難						避難誘導	・「在宅被災者」として避難者登録
→在宅避難	杉久保小学校避難所で避難者登録							
避難生活							他の班又は杉久保小学校避難所の支援	

2 地区住民の活動

地震災害発生時に、怪我や命を落としてしまっは、地区の一員として共助の活動が行えない。については、地震災害が発生した直後は、“命を守る”、“怪我をしない”この2つを最優先とし、以降の行動については、時系列順に列記していく。

(1) 自身及び家族の安全確保

- ① 落下物の多いところにいるときは、そこから離れる。
- ② 窓ガラス等の飛散物の近くにいるときは、そこから離れる。
- ③ 揺れが収まったら、火災防止のため、火元の確認及びブレーカーを切り、避難路を確保する。
- ④ 家族の安全を確保する。



(2) 一時避難場所への避難

- ア 揺れが収まり火災の発生もなく、家族の無事を確認でき、一時避難場所へ避難を開始するときは、外から見えるように玄関ドアノブに「安否確認フラッグ」を掲出する。
- イ 避難の際は、エレベータを使用しない。また、周囲の突起物などで怪我をしないよう注意する。
- ウ 一時避難場所への避難の最中は、次に掲げる周囲の状況を確認しながら避難する。
- ①火災の有無
 - ②負傷者等の有無
 - ③避難行動要支援者又は避難に配慮が必要な方の有無
 - ④エレベータ内の閉じ込め
- エ 前ウに掲げる状況を覚知したときは、周囲に大声で助けや協力を求め、初期消火や避難支援を行う。ただし、延焼拡大等により、火災が初期消火のレベルを超えている場合は、退避することを最優先とし、周囲に逃げ遅れた人がいないかを確認しながら速やかに安全な場所まで退避する。
- オ 一時避難場所へ避難した後は、安否確認を容易にするため、棟ごとに集合する。
- カ 怪我等がない場合、自主防災隊の活動に積極的に協力する。

(3) 避難先の選定

- ア 地区住民は、揺れが収まった後、隣近所と協力して自宅の被害状況を確認し、在宅での避難生活の可否を判断する。なお、被害状況を確認する際は、もしものときに助けを呼べるよう、単独で行動しないよう留意する。
- イ 地区住民は、自宅の被害状況を確認した後、棟の代表者に避難先（自宅、親戚・知人宅、避難所）を報告の上、避難先に移動する。

3 棟の代表者の活動

各棟の代表者は、自身及び家族の安全確保を行った後、次の活動に従事する。なお、各棟の代表者の一義的な役割は、当該棟で発生している事象の取りまとめ及び本部【情報班】への報告であり、支援活動をスムーズに行うため、状況にのめりこまないよう注意する。また、活動において人手が不足する場合は、同一棟の地区住民で、怪我などがない者に協力を求めて実施する。

- (1) 棟の前など安全を確保できる場所で次の情報を居住者から収集し本部【情報班】へ報告する。
 - ア 火災
 - イ 負傷者等
 - ウ 避難行動要支援者又は避難に配慮が必要な方の有無
- (2) エレベータ内の閉じ込めを確認し、発見した場合は、速やかに本部【情報班】へ報告する。
- (3) 玄関ドアノブに掲出された「安否確認フラッグ」を目視により確認し、安否確認を行う。
- (4) 一時避難場所に移動し、当該棟の地区住民の安否確認を行い、その結果を本部【情報班】へ報告する。
- (5) 当該棟の地区住民の避難先を聴取し、本部【情報班】に報告する。

4 下水道排水制限

海老名市の下水は、茅ヶ崎市（相模川河口の茅ヶ崎市側）に存する柳島水再生センターで処理されており、最大、539,100m³/日の下水を処理する水処理施設や汚泥処理施設が稼働している。

地震災害時は、当該施設が直接的に被害を受けることや、地下に埋設されている下水道管、マンションの排水管が被害を受けることが想定される。マンションの排水管は縦管で各フロアが繋がっており、被害によっては上の階で流した汚水が下の階で流出することもある。

下水道本管については市役所より、マンション下水管については各街区管理組合より下水道の被害がない旨を確認できるまでは、風呂・台所の排水及び水洗トイレの使用を直ちに中止し、トイレ袋の使用に切り替える。

5 自主防災隊の活動

災害時のサンパルク650自主防災隊の主な活動は、「海老名市自主防災組織育成指導要綱」を基本とし、次のとおりとする。その他隊長の命により、各班を補助し、災害時等の活動に従事する。また、杉久保小学校避難所が開設され、避難者主体の避難所運営が開始されたときは避難者の支援を行う。隊長はこれらを統括し、副隊長は隊長を補佐するものとする。

(1) 情報班

地震災害時における情報班の応急対策活動は次のとおりとし、収集すべき情報ごとに列記する。

ア 被害情報

地区の被害状況を各班や地区住民の協力を得て、迅速かつ的確に収集し、別添の「敷地図・避難経路図」に記載する。なお、被害情報が明らかになっていない場所については、情報班員を派遣し、被害情報の収集を行う。

イ 地区住民の安否

各棟の代表者から地区住民の安否について聴取し、安否確認を行う。

ウ 避難行動要支援者の状況把握

安否確認情報と「避難行動要支援者名簿」と照らし合わせ、避難行動要支援者の逃げ遅れがないか確認を行う。また、救出救護班及び民生委員・児童委員と連携し、安否確認のできていない避難行動要支援者の避難支援を行う。

(2) 消火班

地震災害時における消火班の応急対策活動は次のとおりとする。

ア 火災の確認

消火班は、情報班又は一時避難場所に避難した地区住民の情報及び目視確認の方法により火災の有無を確認する。

イ 初期消火の実施

消火班は、火災を覚知したときは、初期消火に当たるとともに、地域の消防団に協力を要請する。ただし、延焼拡大等により、火災が初期消火のレベルを超えている場合は、退避することを最優先とし、近所に逃げ遅れた人がいないかを確認しながら速やかに安全な

場所まで退避する。

(3) 救出救護班

地震災害時における救出救護班の応急対策活動は次のとおりとする。

- ア 救出救護班は、情報班又は一時避難場所に避難した地区住民の情報及び目視確認の方法により要救助者の有無を確認するとともに、一時避難場所に避難した負傷者に対して、応急手当を実施する。
- イ 目視確認は、救出救護班員及び地区住民の協力を得て、安否確認フラッグの掲出されていない住宅やエレベータの閉じ込めを中心に確認していく。
- ウ 建物の倒壊や家具の転倒などにより下敷きになった者が発生した場合は、隣近所の地区住民等に協力を呼び掛けるとともに、救出用資機材等を活用し、速やかな救出活動を実施する。
- エ 医師の治療が早急に必要な負傷者等は、災害時医療救護関連施設に搬送する。
- オ 副班長は、情報班及び民生委員・児童委員と連携し、安否確認のできていない避難行動要支援者の避難支援を行う。

(4) 避難誘導班

地震災害時における避難誘導班の応急対策活動は次のとおりとする。

- ア 避難誘導班は、発生直後、地区住民を一時避難場所へ誘導し、棟ごとに整理する。
- イ 杉久保小学校避難所までの避難経路の安全点検を実施し、通行が危険と思われる箇所は、別添の「敷地図・避難経路図」に記載する。当初、予定していた経路が危険と判断できる場合は、経路の再設定を行う。
- ウ 在宅避難を断念し、杉久保小学校避難所へ避難する地区住民を誘導する。なお、誘導の際は、避難行動要支援者や要配慮者等を優先し避難誘導を行う。

(5) 避難所開設班

地震災害時における避難所開設班の応急対策活動は次のとおりとする。

- ア 避難所開設班は、海老名市において震度5弱以上の揺れを観測したときは、杉久保小学校避難所に参集し、避難所担当班員（市職員）、施設管理者と協力して避難所開設チームを設立し、避難所開設に当たる。
- イ 班長は、隊長が杉久保小学校避難所の開設に当たれない場合は、隊長から備蓄倉庫の鍵を預かり、杉久保小学校避難所に参集する。
- ウ 避難所での活動は、「海老名市避難所運営マニュアル」によるところとする。

第4章 風水害時における応急対策活動

1 風水害時における応急対策活動の全体像

風水害時において、当該地区には、洪水想定はないため、在宅避難を基本とする。しかしながら、近年増加している異常気象では、時間当たり雨量50mmを超える降雨により、下水があふれて氾濫する内水氾濫や暴風による被害も想定される。また、地震災害と違い風水害は、数日前から予測できることから、避難などの事前対策を中心に列挙する。

2 地区住民の活動

マンションは堅牢な建築物で、通常クラスの台風であれば、風雨により住居不能になる程の被害は想定できないことから在宅での安全確保を基本とする。以下、風雨による重大な被害が予想される場合に取りべき行動を列挙する。

(1) 台風最接近前の行動

ア 情報の収集

テレビのニュースなどで台風情報を収集する。

イ 飛散物対策

ベランダの飛びやすいものを片付けるとともに、不安定なアンテナなどは、留め具の確認やロープで固定しておく。

ウ 備蓄物品の準備

停電や断水などに備え、懐中電灯やラジオの動作及び電池の確認、食料・飲料水の備蓄物品や避難に備えて持出品の準備しておく。また、買い物や車の給油も済ませておく。

エ マイタイムラインの確認

マイタイムラインを作成している地区住民は、マイタイムラインに従い、支援者に連絡し、避難の際に避難支援を行ってもらおう段取りをとっておく。

(2) 台風最接近時の行動

ア 情報の収集

テレビのニュースなどで台風情報を収集する。

イ 飛散物対策

風圧や飛散物で窓ガラスが割れることを防ぐため、ベランダの飛びやすいものを片付けるとともに、不安定なアンテナなどは、留め具の確認やロープで固定しておく。

ウ 自宅での安全確保

台風最接近時は、不要不急の外出を控え、自宅内に留まる。豪雨や冠水時の移動は、足元が見えなくなることから、マンホールや側溝に注意が必要である。

(3) 台風通過後の行動

ア 被害情報の確認

自宅内やベランダ、近くを歩くなどして地区の被害状況を確認する。被害を発見した場合は、棟の代表者を通じて、本部【情報班】に報告する。

イ 本部活動への協力

自宅に被害が発生していない場合は、地区内の清掃や復旧、被害住家の清掃などの本部活動に積極的に参加する。

3 自主防災隊の活動

自主防災隊は、地区に影響を及ぼす台風の最接近2日前または、担当する避難所の開設協力依頼があった場合、地区内に本部を設置する。

台風などの風水害は、あらかじめ予測できる災害であり、豪雨や暴風雨の中での活動は危険を伴うことから、台風最接近の前日までに大方の活動は終了しておく。原則、風雨が収まるまでは、自主防災隊の活動を一旦停止し風雨が収まった後に、活動を再開する。

(1) 台風最接近前の行動

ア 隊長及び副隊長は、台風情報に留意し、必要に応じ地区内に本部を設置する。

イ 隊長及び副隊長は、市対策（又は警戒）本部に、次のことについて確認する。

① 杉久保小学校避難所の開設協力依頼の有無

(2) 台風最接近時の行動

ア 被害の確認

テレビのニュースなどで台風情報を収集する。

イ 自宅待機

台風最接近時は、自宅で安全確保を行うとともに連絡体制を維持しつつ待機する。

(3) 台風通過後の行動

ア 本部員の再招集

隊長及び副隊長は、台風の被害（地区内の電線破断・倒木など）を確認し、必要に応じて本部員を再招集して対応にあたる。

イ 本部の廃止

隊長及び副隊長は、担当している杉久保小学校避難所が閉鎖され、また、地区に被害が発生していないときは本部を廃止する。

(4) 風水害後の対応

風水害に伴う家屋及びその周辺の清掃は、関連部署と連携し、協力して行う。

気象及び避難情報	地区住民	サンパルク650自主防災隊						杉久保小学校避難所
		隊長・副隊長	情報班	消火班	救出救護班	避難誘導班	避難所開設班	
気象情報で関東に影響を及ぼす台風の発生を確認	2日前 1日前	サンパルク650自主防災隊本部の設置						市職員等の参集
		早期避難を実施		市から土のうを搬送				
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	・在宅避難を継続	市警戒本部に、相模川の洪水の恐れ（緊急放流の有無）及び避難所の協力の必要性を確認。		浸水の可能性が高い場所に土のうを配置				避難所の開設準備
		<ul style="list-style-type: none"> 自主防災隊本部の指揮 市警戒本部との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報の収集 市が発令する避難情報に注視 	<ul style="list-style-type: none"> 3班で協力し、在宅避難を呼びかけ 在宅避難が不安な地区住民に対しては、「杉久保小学校避難所」へ避難誘導 				
警戒レベル4 避難勧告	2階以上で、避難することでかえって危険な場合は、垂直避難	<ul style="list-style-type: none"> 本部活動を直ちに中止し、避難を開始 避難の際は、逃げ遅れがないかなどを確認する。 						避難所開設のため、杉久保小学校避難所に出向 避難誘導